

# 指定訪問看護事業 運営規定

(事業所の名称及び所在地)

第1条 当事務所は、医療法人西浦会老人訪問看護ステーション・マルシェ（以後、本ステーション）と称する。  
本ステーションは、守口市八雲中町三丁目13番17号を所在地とする。

(設置主体)

第2条 本ステーションは、守口市八雲中町三丁目13番17号  
医療法人西浦会理事長西浦啓之が開設する。

(開設年月日)

第3条 本ステーションは、平成9年12月1日に開設する。

(事業の目的及び運営の方針)

第4条 1： 健康保険法その他関係法令に従い、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とする。

2： 利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(職員)

第5条 1： 本ステーションに次の職員を置く。

- |             |        |
|-------------|--------|
| ① 管理者       | : 1名   |
| ② 看護師又は准看護師 | : 2名以上 |
| ③ 精神保健福祉士   | : 1名   |
| ④ 事務        | : 1名   |

2： 職員の職務は次の通りとする。

- ① 管理者は本ステーションの運営を総括する。
- ② 看護師又は准看護師（以後看護師等という）は訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行う。
- ③ 精神保健福祉士は看護師等に同伴し、他方面から利用者を支える。
- ④ 事務員はレセプト請求及び事務一般を行う。
- ⑤ 職員が欠ける時は、管理者がこれを補填する。

3： 看護師等は訪問看護の事業に従事する時は、本ステーションの訪問看護員証を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(業務日及び業務時間)

第6条 1： 業務日は、毎週月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する、休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日は除く。

2： 業務時間は午前9時より午後5時までとする。

(訪問看護提供方法)

第7条 訪問看護を受けようとする者は、かかりつけ医師に、サービスの提供を申し出なければならない。かかりつけの医師のない場合は、本ステーションに申し出、医師の紹介を受けることが出来る。

- ① 申請に基づき、かかりつけ医師より指示書の交付を受ける。
- ② 指示書に基づき、看護計画書が策定され、かかりつけ医師に訪問看護計画書（月1回）が提供される。

- ③ かかりつけ医師に訪問看護報告書を提出（月1回）し、医師と情報を共有する。
- ④ 訪問看護サービスの提供に当たり、又、サービス終了に際し、主治医、保健、医療、福祉サービスとの連携に努めるものとする。

（訪問看護サービスの内容）

第8条 訪問看護サービスの内容は次の通りとする。

- ① 病状観察
- ② 生活リズムの確立
- ③ 家事能力、社会技能等の獲得
- ④ 対人関係の改善
- ⑤ 社会資源各様の支援
- ⑥ 薬物療法継続への支援
- ⑦ 身体合併症の発症・悪化の防止

（緊急時の対応）

第9条 1：訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じた時は、直ちにかかりつけ医師に連絡し、その指示に基づき措置を講ずる。かかりつけ医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。

2：看護師等は前項の措置を講じた場合は管理者に速やかに報告しなければならない。

（利用料）

第10条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1：健康保険対象者はそれぞれの負担割合となる。

2：公費負担制度を利用することができる。

3：その他

- (1) 訪問看護サービス以外のサービスに付いては、実費相当額を徴収する事が出来る。（交通費の他、日常生活上必要とされるサービス費等）

（委任）

第11条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人西浦会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、大阪府知事の指定を受けた日から発行する。

平成15年4月25日 所在地及び利用料、第11条を改正し、施行する。

平成18年10月18日 開設者を改正し、施行する。

平成18年12月20日 所在地を改正し、施行する。

平成24年10月1日 開設者を改正し、施行する。

令和6年6月20日 内容の一部を改正し、施行する。